

第71回日本弁護士連合会市民会議議事録

日時：2022年（令和4年）3月14日（月）15時～17時

場所：弁護士会館14階1401会議室

出席者：（委員）

議長 北川 正恭（早稲田大学名誉教授）
委員 湯浅 誠（東京大学先端科学技術研究センター特任教授）（※Zoom出席）
井田 香奈子（朝日新聞論説委員）
吉柳 さおり（株式会社プラチナム代表取締役、株式会社ベクトル取締役副社長）
河野 康子（一般財団法人日本消費者協会理事、NPO法人消費者スマイル基金事務局長）（※Zoom出席）
太田 昌克（共同通信編集委員、早稲田大学客員教授、長崎大学客員教授）（※Zoom出席）
浜野 京（信州大学理事（ダイバーシティ推進担当）、元日本貿易振興機構（JETRO）理事）（※Zoom出席）
清水 秀行（日本労働組合総連合会事務局長）
船渡 忠男（東北福祉大学健康科学部学部長）（※Zoom出席）

（日弁連）

会長 荒 中
副会長 井口 浩治、土井 裕明、高橋 敬幸、原 章夫（※Zoom出席）、
十河 弘
次期副会長 矢倉 昌子（※Zoom出席）
事務総長 瀧上 玲子
事務次長 畑中 隆爾、木原 大輔、松田 由貴、石井 邦尚、服部 千鶴、
杉村 亜紀子、下園 剛由
広報室室長 白石 裕美子

（説明協力者）

日弁連刑事弁護センター副委員長 宮田 桂子（※Zoom出席）
日弁連高齢者・障害者権利支援センター委員 辻川 圭乃（※Zoom出席）

以上 敬称略

1. 開会

（服部事務次長）

それでは、第71回日弁連市民会議を始めさせていただきます。司会を務めます事務次長の服部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事前にご案内のとおり、今回の市民会議も議長とご相談の上、感染予防対策のための特例として、Z o o mでのご出席を可能とする取扱いを継続しております。

資料のご説明をいたします。事前にお送りしているのがこちらの19頁の冊子です。当日配布資料として、座席表のほか、船渡委員からご提出いただいた資料を配布しております。

また、2021年度の弁護士白書が完成しましたので机上配布しております。こちらはお持ち帰りいただいて差し支えございません。次回以降は、各委員の据置用の弁護士白書を毎回机上に準備いたします。Z o o m参加の皆様には後日郵送させていただきます。

それでは、日弁連側の出席者のうち、初めて出席するメンバーから一言ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。

(原副会長)

副会長の原と申します。長崎県弁護士会所属で、本日は長崎からZ o o mで参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(矢倉次期副会長)

次年度、市民会議の担当副会長をさせていただきます、矢倉と申します。よろしくお願いいたします。

(杉村事務次長)

2月から事務次長に就任いたしました、杉村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(服部事務次長)

ありがとうございました。本日もいつものとおり、日弁連ウェブサイトの会長動静に掲載する写真撮影のため、広報課職員のカメラが入りますのでご了承ください。

それでは、北川議長、進行をよろしくお願いいたします。

2. 開会挨拶

(北川議長)

それでは、私が進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様、お忙しい中、ご出席くださりありがとうございます。本日は、太田委員、河野委員、浜野委員、船渡委員、湯浅委員は、Z o o mにてご出席です。村木副議長は所用のためご欠席です。

それでは、第71回市民会議を開会させていただきます。

3. 荒中日弁連会長挨拶

(北川議長)

最初に、荒中日弁連会長から一言ご挨拶を頂きます。よろしくお願いいたします。

(荒会長)

荒でございます。早いもので、私が会長に就任して丸2年近くになり、任期も残すところ2週間余りとなりました。市民会議の委員の皆様には、毎回このように多数の方々にご出席いただき、我々をご説明するテーマについて活発に意見交換をさせていただき、ご支援・ご助言を頂いてまいりましたことを心より御礼申し上げます。

日弁連は、様々な課題をテーマとして調査・研究を進め、提言・意見を言う組織であり、皆様がご関心をお持ちの様々な分野について、我々がお知らせできる状況にあるという、ある意味ではシンクタンクのようになっている部分もあるかと思えます。コロナ禍の中で2年間、いろいろな影響を受けながら活動を続けてまいりましたが、今週、最後の理事会がございまして、法曹人口政策に関する当面の対処方針を御審議いただくという大仕事を終えて、我々の任期は終わっていくのだろうと思えます。

任期中最後の市民会議ということで、どのようなテーマを取り上げるか考えました。一つは、今年に制度設計した、いわゆる若手チャレンジ基金を始めとする取組です。短い募集期間でしたが、約530件の応募がありました。内容も興味深いものが多くあり、若手会員が幅広くチャレンジしている姿が浮かび上がってきましたので、ご報告いたします。次年度以降はさらに拡大し、若手会員のやる気を引き出していけたらと思っています。

もう一つは、私が、本日ご欠席の村木副議長とも10年以上にわたり、ライフワークの一つとして取り組んできた、罪に問われた障がい者等の自立支援です。この中には、薬物やアルコールの依存症であった人も視野に入れ活動しています。このような人たちが地域社会に帰っていくために、我々は何をすべきかを考え、仕組みを作り応援する活動を、土井副会長を中心に進めてまいりました。まだ途中経過ですが、現在の進捗状況や課題などをお知らせして、ご助言をいただければ有り難いと思えます。

短い時間ではございますが、皆様からいろいろなアドバイスをいただいて、次年度に繋がりたいと思いますので、よろしく願います。2年間、本当にありがとうございました。

(北川議長)

荒会長、ありがとうございました。また、本当にご苦労様でございました。

4. 議事録署名人の決定

(北川議長)

次に、議事録の署名人を決定したいと思います。河野委員と湯浅委員をご指名させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

ありがとうございました。それでは、お二方、よろしく願います。

5. 議事

(北川議長)

早速ですが、議題に入ります。お手元に配布されている議題のとおり進めさせていただきます。

ます。

議題① チャレンジする若手会員の支援について

(北川議長)

第1の議題として、「チャレンジする若手会員の支援について」を検討したいと思います。まず、十河副会長、原副会長、井口副会長にご説明をお願いしたいと思います。

(十河副会長)

副会長の十河です。先ほど荒会長からご説明がありました、日弁連の若手チャレンジ基金制度の概要とその活動について報告いたします。

この制度は、今年初めて創設した制度です。日弁連の「若手会員の公益的活動等に対する支援に関する規則」に基づいており、規則においては会長が実施要領を定めることとなっています。

資料のチラシをご覧くださいと、対象会員は司法修習期新65期から70期までとしています。これは、司法修習費用の給費制が廃止されてから給付金が支給されるまでの6年間に司法修習生であった方をいわゆる「谷間世代」と呼んでおり、こちらをまずは対象にしました。支援の対象とする期間は2020年12月1日から2021年11月30日までの活動とし、この期間にどのような活動をしたか申請いただき、日弁連が審査する形としました。

支援対象となる活動は四つあり、①公益活動、②研修・学習、③先進的取組への表彰、④先進的取組への助成です。①は弁護士として公益的な活動を行っているというもの。②は、弁護士になって数年経っているので、更なるスキルアップを目指して自己研鑽をするというもの。③は、先進的・独創的な活動をしている会員に応募いただき、表彰するもの。④は、その先進的な活動のプレゼンなどを見て、今後活動を開始するに当たり助成金による支援をするものです。

制度としては、登録後一定期間を経た若手会員が今後弁護士として活動の幅を広げていくためのチャレンジを、日弁連が評価し支援する制度です。もともとは「谷間世代」の問題への施策の一つとして始まりましたので、司法修習費用問題対策本部が基本方針とする一律給付と会内施策・若手支援、車の両輪の片方とご理解いただければと思います。

(北川議長)

今、十河副会長が「谷間世代」とおっしゃいました。その「谷間世代」というのはどういう意味か、少し詳しくご説明いただけると分かりやすいかと思います。

(十河副会長)

司法修習は、司法試験に合格した後に、昔は2年間、今は1年間になりましたが、裁判官・検察官・弁護士の実務を勉強することを指します。司法修習生は国家公務員の初任給程度の給料をいただきながら、2年間、熱心に司法修習に専念することができていました。ですが、残念ながら新65期から司法修習費用の給費制が廃止され、国からの貸与制となり、後から

返済する必要があるという制度になりました。

司法修習生には、修習専念義務がありアルバイトも禁止されている中で、後から返さなければならぬのはいかなものかということで、日弁連を挙げて運動し、71期からは修習給付金というものが設けられ、従前の額には及ばないものの国費から出るようになり、1年間、司法修習に専念できる体制が整いました。

新65期から給付金が支給されるようになった新71期までの、谷間の期間に司法修習生であった方は、生活費等を国から借金をする形となり、今後それを返済していく重い負担を強いられた世代となりました。これがいわゆる「谷間世代」です。

そのような負担の重い状況では、「谷間世代」の会員は、公益活動に力を発揮できないのではないかという懸念がありました。そして、「谷間世代」を救済しなければならないとしても、それだけでは国会議員や国民の皆様の理解を得にくいので、「谷間世代」が今どのように頑張っているかご理解いただきたいということで、この若手チャレンジ基金の制度を作りました。

(北川議長)

ありがとうございました。では、続きのご説明をお願いいたします。

(十河副会長)

それでは活動の報告に移らせていただきます。

今年度初めて立ち上げた制度でしたので、短期間での募集となりましたが、会内で好意的な反響を多く受け、応募件数は、公益活動199件、研修・学習265件、先進的取組表彰36件、先進的取組助成26件と、合計526件の応募がありました。

傾向として、まず公益活動については、弁護士ですので、資料に挙げたような社会的弱者に対する救済活動が主なものでした。これは裁判に限らず法律相談など法的手段全般にわたります。公益活動としては他に、法教育やいじめ対策などの教育活動や、また、それらの公益活動を縁の下の力持ちとして支える形での、各種団体への参画・法的支援活動などもありました。この各種団体というのは、消費者団体や、環境保護団体、平和団体、福祉団体、住民団体などで、いろいろな団体に参画していることがうかがえました。

また、「谷間世代」は自己研鑽にも熱心で、大学・大学院、海外留学などはもとより、各種の資格取得に向けても自費で学習しており、公認会計士や税理士などの隣接士業の分野のみならず、精神保健福祉士、認定心理士、ファイナンシャルプランナーなど、様々な分野の学習をしていることが分かりました。その他、語学、医学、知的財産権などに関する各種研修や、紛争解決法、コーポレートガバナンス、国際租税法などの研究を自ら行っているというものもありました。

続いて、先進的取組の表彰については、新たな裁判例の獲得はもちろんですが、その他にも様々な新しい活動がありました。罪に問われた障がい者、妊婦の方、音楽家の方の支援や、コロナ禍に特徴的な救済活動、各種NPO法人と弁護士のマッチングや、行政と連携協働しているというものもありました。

先進的取組の助成としては、弁護士自身の過重労働を防止するための自動化システムソフトを開発したいというものや、他士業との連携ワーキングスペースを実践として作りたいといった申請などがありました。

ちなみに先日、先進的取組の表彰式を行いました。表彰は3種類に分け、ゴールドジャフバ賞2点、シルバージャフバ賞4点、ブロンズジャフバ賞12点ということで表彰しました。ジャフバというのは日弁連のキャラクターの名前です。

ゴールドジャフバ賞を受賞されたお二人のうち、一人は、租税分野で画期的な最高裁判所判決を獲得した方でした。法人税法施行令が、ある局面においては非常に不合理で無効になる場合があり、実務への多大なる影響がある最高裁判所判決を獲得したというものです。

もう一人は、年越し支援・コロナ被害相談村という、路上生活者の方々などに様々な法的サービス等を提供する活動を、年末年始にかけて新宿区立大久保公園で開催し、その中心的な役割を果たされた方でした。

今後についてですが、さらに多くの応募があるだろうと見込んで、新65期から70期という対象範囲をどうするか、また審査基準や予算規模などを検討していくことになるかと思えます。そして、今回の結果を総括して、市民や国会議員その他の皆様に、どのように情報を発信していくかということが一つの課題かと思っています。

「谷間世代」は重い負担を抱えているといえども、若い期の弁護士がこれほど幅広く様々な活動を旺盛に行っているということが明らかになり、我々としても大変心強く思っています。先日、表彰式でゴールドジャフバ賞のお二人にご挨拶をいただきましたが、非常に励みになったと、今後も更に気を引き締めてそれぞれの持ち場で尽力されるという決意を述べられ、この取組をやって良かったと感じました。私からは以上です。

(北村議長)

よろしいですか。では続いて、お願いします。

(原副会長)

副会長の原です。私からは、事業承継におけるM&Aの法的サポートの担い手となる若手弁護士の育成に関する取組状況をお伝えします。この取組は日弁連中小企業法律支援センターが扱っており、私はその担当副会長を務めております

まず、資料5頁をご覧ください。ここでは中小企業・小規模事業者の事業承継が近時重要な社会問題になっていること、また中小企業庁も関心を持っていることがお分かりになるかと思えます。

6頁に流れを記載しています。現状は、事業承継の売り手企業と買い手企業を橋渡ししているのは、多くの場合、M&Aの仲介業者です。新聞やウェブ上で多くの業者の広告を目にされるかと思えます。我々は、ここに弁護士の関与が必要ではないかと考えています。

ちなみに、仲介業者は売り手企業・買い手企業双方の依頼を受けますが、弁護士は売り手企業か買い手企業いずれか一方の代理しかしないという点が異なります。

7頁に「中小企業にとって安心できる取引を確保することが必要」と記載していますが、

そのためには、弁護士による法的支援が必要ではないかと考えています。具体的に言いますと、一つ目に、契約書等の作成や取引先との関係などに法的な支援が必要になると考えられます。二つ目に、弁護士が関与すれば、弁護士が代理人として利害関係者との交渉を行うことが当然にあり得ます。

三つ目に、仲介業者は売り手企業・買い手企業の双方から依頼を受けますので、そこでは利益が対立する可能性があります。例えば着手金無料をうたう業者はM&Aを成立させることが利益になりますので、売り手企業に無理を言い、買い手企業に有利に進めることも、起こり得るのではないかと考えられます。弁護士はいずれか一方しか代理しないため、利益相反の依頼を受けることはありません。

中小企業庁も同様の認識を持っています。8頁に記載のとおり、2021年6月9日に、日弁連と中小企業庁は共同コミュニケ「中小企業の事業承継・引継ぎ支援に向けた中小企業庁と日本弁護士連合会の連携の拡充について」を発表しました。その冒頭には、「中小M&Aにおける弁護士の関与の意義は大きい」、ただし続いて「一方で、現状において弁護士の関与は限定的であり、特に地方においてはより一層の積極的な関与が望まれる。」とあります。これが日弁連と中小企業庁の共通の認識となっています。

そこで、共同コミュニケは「2021年度中に、事業承継・引継ぎ支援センターと弁護士会の連携強化に向けて、地域の実情に応じて弁護士の紹介やお互いの人材育成等を行う組織的な取組を開始する。」としました。事業承継・引継ぎ支援センターというのは、中小企業M&Aの公的な相談窓口とご理解いただければよいと思います。2021年度にこの取組を開始し、2025年度までを目途に全国規模での当該連携強化を目指すというのが、日弁連と中小企業庁の今の目標です。

では、どのような取組を行っているかということが9頁に記載されています。特にお話ししたいのは、Ⅲ①にある「連携試行」です。事業承継・引継ぎ支援センターが、連携試行をする地域を指定します。2021年度は4地域が指定されました。それに加え、Ⅲ②日弁連パイロット事業は、さらに広い地域で行っています。2021年度は8件で、Ⅲ①の4地域を含む8件を行っています。

日弁連パイロット事業については10頁に記載しています。事業承継となりますと、経験や知識はより深いものが必要となります。したがって、この分野につき経験のある弁護士と若手弁護士が共同で対応を行うことによって、事業承継を担える若手弁護士の人材を増やしていこうという取組が、日弁連パイロット事業です。

ただし、そうしますと2名の弁護士による対応となりますので、そのために依頼者がさらに弁護士費用を支払うことにはならないよう、日弁連が補助を行う仕組みを作りました。まず、若手弁護士は育成を受ける立場ですので、依頼者がさらに弁護士費用を支払うのではなく、日弁連から弁護士報酬の一部を補助します。そして、経験のある担当弁護士は、通常の業務に加えて若手弁護士の指導を担うこととなりますので、謝金という形で指導料を補助します。この制度は2021年度の途中から開始し、次年度以降も継続予定です。

こうして、中小企業のM&A・事業承継を担える弁護士を地方においても増やしていき、中小企業が安心できる取引を確保していけたらと考えております。私からは以上です。

(北川議長)

では、続いて、お願いいたします。

(井口副会長)

副会長の井口から、若手弁護士支援の取組についてご報告させていただきます。

その説明に入る前に、先ほど北川議長から、「谷間世代」についてご質問がありましたので、少しだけお話しさせていただきたいと思います。

先ほど十河副会長からの説明にもありましたように、司法修習期新65期から70期については司法修習費用の給付が無く、毎月約20万円程度、国が貸与する形になりました。そうすると「谷間世代」が司法修習を終え実務に入ったときには、約240万円の借金を抱えてスタートしていることになり、これは問題だと日弁連は認識しています。そのため、日弁連は「谷間世代」に対する様々な支援や応援を重視しており、若手チャレンジ基金も発足したという背景があります。

加えて言いますと、今、弁護士数は約4万3000人で、そのうち65期から70期は約1万人、つまり約25%が該当します。ですから、日本の司法インフラを考えた場合にも、「谷間世代」がきちんと活動できることは非常に重要だのご理解いただければと思います。それでは、私の担当である若手弁護士支援の取組についてご説明します。

まず、業務面の支援について、ここでいう若手弁護士は「谷間世代」ではなく、さらに若手の弁護士を主な対象としています。業務面の支援において特に力を入れているのは、「弁護士業務支援ホットライン」です。原則として登録5年目までの弁護士を対象とし、毎週火曜日・木曜日の開設時間帯に相談担当弁護士を配置して、電話で様々な業務相談を受け付けるというものです。若手弁護士に対する、いわゆるセーフティネット的な役割を果たしています。

続いて、経済面の支援として、一つ目に、登録料・一般会費の減額があります。若手チャレンジ基金や、日弁連からの「谷間世代」に対する給付金も、経済面の支援の一つともいえます。

二つ目に、育児期間中の会費等免除です。さらに三つ目、育児期間中の保育サービス利用料の補助という、これは今年度から本格実施している制度ですが、会員が研修や会務に参加したときに、お子さんを保育サービスに預ける利用料の一部を補助させていただく制度です。小学生以下の子について、1回当たり5000円、一人のお子さんにつき1年度当たり1万5000円を上限としています。

もう一つの若手弁護士支援として、即時独立開業支援があります。一つ目に、独立開業支援チューター制度というものを設けております。これは登録後1年未満の即時独立開業弁護士(既存の法律事務所に入所せずに即時に新規の法律事務所を開設した弁護士)やこれに準ずる弁護士が希望するときに、先輩弁護士2人がチューターとなって、事件処理の方針や

依頼者との関係、事務所経営などの個別・具体的な質問に対してアドバイスを行う制度です。他にも、独立開業マニュアルの提供やメーリングリストの設置など、様々な形で即時・早期独立開業に関する支援をしています。

その他としては、「あなたの事務所にも女性弁護士を～女性弁護士採用のすすめ」というパンフレットを作成・発行したり、国際会議に参加する若手会員への参加費用の補助を行ったりしています。また、会員を対象としたものではありませんが、司法修習生の就職支援も非常に重要であり、就職活動セミナーや東京三弁護士会就職合同説明会といった様々な催しを開催・共催しております。最後に、「ひまわり求人求職ナビ」という記載がありますが、これは採用側・司法修習生側それぞれが求人情報・求職者情報を登録し、就職につなげていただくシステムを作り、運営しています。私の方からの説明は以上です。

(北川議長)

以上でよろしいですか。ありがとうございました。それでは、この件に関しまして、委員の皆さんからご質問とご発言をお願いいたします。どうぞ。

(河野委員)

ご説明ありがとうございました。ご説明いただいた内容は、新しく注目されている社会課題の解決や国の施策を補強するという面から、非常に良い取組であり、敬意を表しますし、感謝したいと思います。

2点質問します。1点目は、若手チャレンジ基金は今回初めての取組ということで、組織全体の活性化、人材育成、また、新たな気づきという意味でも、とても意欲的な取組だと思いました。ですが、資料をいただいたときに、結果はどのように公表されているのだろうと思ひ日弁連のウェブサイトを検索したところ、募集のお知らせはあったのですが、結果の公表が見つかりませんでした。せっかく良い取組があり表彰も行われたので、もう少し広報に力を入れ、社会との共有化を図るとよいかと思いました。その点についてご見解を伺えればと思います。

2点目は、若手弁護士支援の取組のパンフレットについて、若手弁護士の皆様へ様々な面からの支援を用意されているということで、こちらは今後に向けて更に手厚く使いやすい形に活用していただければと思いました。ですが、たまたま若手チャレンジ基金のことを調べてウェブサイトを検索していましたら、若手弁護士サポートセンターという記述があり、拝見すると、先ほどのパンフレットのような多方面から説明された内容ではない記述でしたので、対外的にも、もっとアピールをしても良いかと思います。今後はウェブサイトの記述も、先ほどのパンフレットのように充実したものにバージョンアップしていただければと思いました。

以上2点、感想とご質問を兼ねてお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(北川議長)

これはどなたからお答えになりますか。

(十河副会長)

貴重なご意見を頂き、ありがとうございます。若手チャレンジ基金の結果の取りまとめについては、準備を進め、ウェブサイトなどでのご報告も含めて検討するようにしたいと思います。

(北川議長)

どうぞ。

(木原事務次長)

事務次長の木原です。もう一点の、若手弁護士支援の取組に関するパンフレットですが、こちらは日弁連の会員専用ウェブサイトの方に掲載しています。日弁連の会員に対する支援ですので、一般の市民の方々に広く広報しているものではないのですが、この機会に市民会議委員の皆様にご覧いただいたという趣旨でした。

若手チャレンジ基金の報告については、会員向けではありますが、今週中にウェブサイトに掲載できるよう準備をしています。

(河野委員)

どうもありがとうございました。是非、社会発信に力を入れていただければと思います。私たちも感謝を申し上げつつ、皆様の活動をしっかりと受け止めたいと思います。

(北川議長)

よろしいですか。それでは吉柳委員。

(吉柳委員)

ご説明ありがとうございました。簡単な質問1点と意見1点を述べさせていただきます。今の司法試験の難易度や合格者の平均年齢を存じ上げないのですが、「谷間世代」というのは、どれくらいの年齢層の方々なのでしょう。

(十河副会長)

30代前半から40歳くらいまでが多いかと思います。合格した年齢によりますので、40歳以上の方ももちろんいらっしゃると思います。

(吉柳委員)

分かりました。ロースクールを出てすぐの20代後半くらいかと想像していたので、想像よりは若干上でした。

今後、世代が変わっていくときに、いわゆるスマホネイティブというような、今の高校生・大学生の世代が対象になってくると思います。若手チャレンジ基金の支援対象の4項目を拝見して、全て素晴らしいと思ったのですが、特に先進的取組への助成について、ご自分で考えてエントリーし賞をもらおうといった仕組みに、プラスしてはどうかと思うことがあります。私は3年ほど市民会議委員をさせていただいている中でいつも、PRをもっとしたらどうですかと言っているのと、あとは仕組みのデジタル化によってもっと生産性が上がるだろうという、主にその2点を考えているのですが、いつもこの会議で挙がっているような課題を逆に日弁連からテーマとして設定し、それに対して、クラウドファンディングのような形で、若手のアイデアを募集するような仕組みを、支援対象の5つ目ないし4つ目の延長

版にすると良いのではないかと思います。以上です。

(北川議長)

いかがですか。

(十河副会長)

今回出てきたアイデアの中から、日弁連の方で、この分野について工夫ができる人という形で、コンペのように応募してもらってはどうかということですね。

(吉柳委員)

例えば、今回出てきた中に、過重労働防止のための自動化システム開発とありますが、こういったシステムがあれば、法曹界や普段の弁護士の活動が効率化するだろうと思います。ですので、具体的な社会課題をこちらから幾つか提示して、それに対してチャレンジしてもらおうという仕組みがあってもよいのではないかと思います。

その仕組みのアイデアを考えるのに、先ほど申し上げたような、自分でウェブを作ったことがあったり、SNS戦略が分かるといった世代がこれから登場してくると思うので、そういう人たちに早くたどり着けるという意味でも、お題を提示してクラウドファンディング型にするような仕組みを持ってもよいのではないかと思います。

(十河副会長)

そういう発想はなかったので、勉強になります。ありがとうございます。

(北川議長)

よろしいですか。それでは、太田委員、お願いします。

(太田委員)

M&Aについて、こういった形で中小企業の皆様に日弁連が積極的に支援の手を差し伸べるというのは、日本経済の今後10年、20年、30年先の命脈を考えていく上で、非常に重要な取組だと私は確信しました。

質問ですが、これは、合併を考えている事業者がそれぞれ買い手・売り手・日弁連に連絡するのか、どういうシステムで利用できるのでしょうか。

また、私は5頁の円グラフを見て驚いたのですが、2016年の段階で廃業を予定している企業の理由について、事業に将来性がない、自分の代限りで辞めようと考えていたという企業が6割5分程度で、あとは後継者難ということで、こういった実態を私は存じ上げなかったもので、これは本当に深刻な問題だと思いました。

一方、これは2016年の調査ということでデータが古いのですが、この2年間は、新型コロナウイルスがあり、多くの中小企業が本当に苦しまれたと思います。また、昨今のウクライナ侵攻によって、恐らくこれからロシアが世界経済から除かれていくトレンドが4、5年、もしかすると10年続くかもしれません。そうしますと、先ほど、面的・地域的にどんどん拡大していくというお話でしたが、恐らく北海道や東北の水産業、特にロシアからの水産物を扱っている企業や、ロシアのエネルギー関連事業をされている企業は、これから相当厳しい選択を迫られていくであろうと思います。

コロナとウクライナ危機という昨今の動きに合わせて、日弁連は中小企業庁とどのように、この事業をより利用してもらうための工夫や戦略を検討されているのか、お聞きしたいと思います。

あと、事業規模について、中小企業庁から何か公的な補助があればどの程度出ているのか、補足をいただければと思います。よろしく願い申し上げます。

(北川議長)

どなたからお答えいただけますか。

(原副会長)

中小企業の事業承継に関する相談の窓口としては、やはり公的な相談窓口は費用がかからないため、先ほどご紹介した事業承継・引継ぎ支援センターが各地に必ず一つずつありますので、そちらに連絡される方が多いだろうと思います。

日弁連も、各県の弁護士会に中小企業法律支援センターを設けており、法律相談という形で相談をお受けしています。ただ実数としては恐らく、事業承継・引継ぎ支援センターに問合せされる方が多いだろうと理解しています。

その上で、現在の状況を踏まえた中小企業庁との連携についてですが、中小企業庁とは、特に事業承継・引継ぎ支援センターとは定期的に協議しています。そういった協議の中で、新しい様々な状況を踏まえて適宜対応していくことになると思います。

当面は、面的な広がりを作ることを目指していますが、当然、様々な情勢が進むたびに、中小企業庁などと相談しながら、新しい取組を進めていくことになるかと思っています。コロナ禍においては、特別な中小企業の相談窓口を設けました。

公的な補助については今把握していないので、ここで話すのはご容赦いただければと思います。申し訳ございません。簡潔に回答させていただきました。

(北川議長)

ありがとうございました。あとはよろしいですか。荒会長。

(荒会長)

復興支援の進む東北においても、例えばガソリンスタンドなど、事業承継が必要な中小企業はたくさん出てきています。そして残念ながら、買い手側には弁護士が付くケースが多いのですが、売り手側には付かないまま、そういうものなのかなと思って進めてしまうということがあります。私の思いとしては、売り手側にもしっかりと弁護士が付いて、対等な形で事業承継がなされていく必要があると思います。

そして、売り手側にも買い手側にも、中堅・ベテランの弁護士に若手の弁護士が付いて、ノウハウを会得するというこの事業が、東京・大阪だけでなく、北海道から沖縄まで全国的に必要ななっています。そこで、パイロット事業を1年ごとに拡げていき、52弁護士会に全て拡げていくよう、力を入れて展開していきたいと考えています。

(北川議長)

ありがとうございました。よろしいですか。

(太田委員)

ありがとうございました。日本経済にとって非常に重要な事業だと思います。是非、中小企業庁ともっとお話しになって、特に売り手の支援ということで、何らかの公的資金の獲得といった観点からも検討されたらよいのではないかと思います。それだけ私は、これは日本経済の屋台骨の一つになる事業だと思っています。

(北川議長)

ありがとうございました。それでは、次に湯浅委員、お願いいたします。

(湯浅委員)

若手チャレンジ基金について2点質問させてください。

一つは、全体の位置付けについてです。先ほどの河野委員とのやり取りを聞いていて確認したいのですが、冒頭のご発言の中で、「谷間世代」が前後の世代に比べて不利益を受けているので、その回復も含めて今回の基金を作ったというお話がありました。借金になっているところを日弁連として救出し、政府の政策にする、あるいは社会に訴える。

つまり、単に不利な立場にいて可哀想でしょうというだけではなく、この人たちが頑張っているからということアピールすることで、政府や社会に訴えたいという意図があると私は受け止めたのですが、先ほど河野委員の質問に対して、会員サービスなのでウェブサイトに掲載していないというお答えがあつて、社会に訴えるというコンセプトはないのかなと思ったんですね。

そうすると、この若手チャレンジ基金の位置付けが分からなくなってしまつて、純粋に日弁連内部の話という位置付けなのか、この「谷間世代」の政策的・社会的な回復を先に見据えた取組なのか、その辺りを改めて確認させてもらいたいというのが1点です。

2点目はもっとテクニカルな話ですが、実際に表彰するとなると選考が難しいのではないかと思います。というのは、「谷間世代」の弁護士が取り組んでいると言っても、いろいろな取組は基本的にチームでやると思うので、年配の弁護士も一緒に入ったチームの中でやっていることもあると思うのです。「谷間世代」の弁護士がどこまで関わった取組なのかという貢献度のようなものを、どういうふうに見て決めたのだらうと思いました。

弁護士は世代を超えてチームで取り組まれることが多いと思うので、なかなかそこだけを絞るのは難しいかと思ったのですが、どうしたのでしょうか。これはテクニカルな部分への興味で伺いたいと思います。

(北川議長)

それでは、どなたがお答えになりますか。では木原事務次長。

(木原事務次長)

最初のご質問ですが、私が申し上げたのは、資料12頁以下の登録料の減額や育児期間中の会費免除といった施策について、会員向けのウェブサイトには掲載していますが、一般向けのウェブサイトには掲載していないというご説明でした。

若手チャレンジ基金に関しては、若手の弁護士がどういう活動をしているか皆さんに知

っていただくという趣旨ですので、今後とも広く広報したいと考えております。

(北川議長)

では、2番目の質問については、十河副会長。

(十河副会長)

ご指摘ありがとうございます。まさに、チームでやっているということは前提であります。そこは応募された際に、その中でどういう役割を果たしましたかとヒアリングなどをして、確認させていただきました。その上で、なるほどと納得したものを表彰しています。

そもそも応募の段階で、皆さんかなり工夫を凝らされ、自信を持って応募されていたので、選考には少し苦勞したという感想を持ちました。

(北川議長)

それでは、次に、浜野委員、お願いいたします。

(浜野委員)

若手チャレンジ基金について質問させていただきます。先ほど太田委員もおっしゃっていたウクライナの問題などの国際的な係争や、あるいは国際協力などもこれからますます増えてくると思います。この若手弁護士への支援の中に留学なども書かれていて、サポートはあると理解しましたが、例えば、弁護士会で、海外の弁護士会との交流のプラットフォームをお持ちで、そこで成果を出すような取組というのはあるでしょうか。若い弁護士にもっと国際的な場に出て行っていただく、あるいは、日本のいろいろな事業者等がそういった若い弁護士に助けていただく礎となるような取組が、この表彰の中にあつたかどうかお伺いさせていただきます。

2点目は、これは「谷間世代」ファーストの取組と理解しているのですが、こういったサポートは、インハウスロイヤーの方にもなされているのでしょうか。

(北川議長)

それでは、井口副会長。

(井口副会長)

ありがとうございます。若手会員の国際的な関わりについてのご質問がありましたが、先ほどは詳細な説明を割愛しましたが、資料13頁に、国際会議における若手会員への費用補助ということで、若手会員の国際化支援として、国際法曹団体などが主催する国際会議へ参加する若手会員の会議参加費用の一部を補助したり、あるいは海外ロースクール推薦留学制度というものを備えたりしております、こういった形で若手会員の海外への進出について、日弁連としても後押しをしております。

(浜野委員)

ありがとうございます。こういったところこそ知見や経験が必要ですから、先輩の弁護士に付いて、是非モチベーションを上げて勉強する機会を持っていただければと思いました。

(北川議長)

次に、インハウスについてはどなたから回答されますか。

(十河副会長)

インハウス、つまり組織内弁護士に対しても同様のサポートがあるかというご質問をいただきました。もちろん勤務形態等の区別なく、研修等の助成はしております。

(浜野委員)

インハウスの方からは、その特殊性から、何か先進的な取組というのは出てきているのでしょうか。

(十河副会長)

先進的な取組については、今回はインハウスの方は見当たらなかったという認識です。

(浜野委員)

ありがとうございました。

(北川議長)

あとはよろしいでしょうか。それでは、1番目の議題については、これで終了させていただきます。

議題②罪に問われた障がい者等の自立支援に関する取組について

(北川議長)

それでは、2番目の議題として、「罪に問われた障がい者等の自立支援に関する取組について」を検討していきたいと思います。まず、土井副会長、宮田桂子日弁連刑事弁護センター副委員長、辻川圭乃日弁連高齢者・障害者権利支援センター委員に、ご説明をお願いしたいと思います。それでは、よろしくお願いします。

(土井副会長)

副会長の土井です。このテーマについては、1年ほど前にも一度取り上げていただいたと聞いており、そのときと重複する説明もあるかもしれませんが、問題点を整理するということでご容赦ください。

罪に問われた障がい者等とは、知的障がいのある方、精神障がいのある方、あるいは高齢の方も全て含めて支援が必要な人たちと考えていただければよろしいかと思います。

罪に問われた障がい者等に関しては、刑罰をもって処遇するよりも、福祉的な支援をする方が、結果的に再犯防止あるいは社会復帰・更生に役に立つという考え方は、昔から指摘されてきました。

資料17頁の表は、2020年の新受刑者、つまり新しく刑務所に入った方のうち、どれほどの割合でそういった方がいるかをまとめた表です。新受刑者の約13%が65歳以上の高齢の方、約15%が精神障がいがあると思われる方、約23%が能力検査値70未満の方、これは知的障がい疑われる方と言ってよいと思います。刑務所の中にはこれだけこういった方々がいるというイメージを持っていただければと思います。

この問題については、これまでに厚生労働省や法務省を始め、いろいろところで取組が行われています。例えば2009年には、厚生労働省のモデル事業で触法被疑者となった高

齢者・障がい者への支援の研究が行われ、この研究には、残念ながら昨年お亡くなりになった南高愛隣会の田島良昭さんや、荒会長も当時メンバーとして関わっていました。

その後、地域生活定着支援センターというものが全国に配置されました。このセンターによりいわゆる出口支援を担う体制ができています。出口支援というのは、刑務所から出てきた後、社会に戻ってきたところできちんと生活ができるようにという出所後の更生支援のことです。

出口があれば入口もありまして、入口支援も重要だと認識されてきています。入口支援というのは、事件を起こしたとされて逮捕されたり、あるいは勾留されたり、裁判になる場合には裁判中も含め、そういった刑務所に行く前の早い段階で、どういった福祉的支援が適切なのかを考え、環境の整備をすることです。ここは弁護士の出番で、各地で刑事弁護人がこの入口支援に取り組むようになってきています。

では、具体的に入口支援というのはどういうものか、ご説明します。事件の弁護をしていると、どうもこの人には障がいがありそうだと、弁護人が気付くことはよくあります。そういったときに、例えば、この人は今まで福祉的支援につながるものがなかったので、ここで障がい者手帳を取得し、その後の福祉的サービスの利用につなげるとよいのではないかと考え、手帳取得の手續に弁護人がつないでいくこともありますし、この人は障がい年金がもらえるのではないかと、そのお金があれば次は万引きをしなくても済むのではないかと考え、障がい年金の申請の手續につないでいくこともあります。薬物依存の人の場合、依存症の自助グループ、例えばダルクという組織がありますが、そういうところにつないでいくことがあります。あるいは、住むところがなければ、生活保護につないで家を確保したり、そういうことをいろいろと考えます。

そういったプランのことを、更生支援計画と呼んでいます。この種の刑事弁護では更生支援計画を作成し、裁判の中でも、この人がこうやって更生していける見通しがあるのだということを訴えていきます。更生支援計画を作成するに当たって、福祉の専門家、例えば社会福祉士などに協力いただいて作成するということが最近によく行われてきています。

この種の弁護活動について、日弁連では、2015年、2018年、2021年の3回にわたって全国の弁護士、あるいは弁護士会にアンケート調査を実施しました。この3回の調査を時系列で比較していきますと、徐々にではありますが、全国の弁護士会でいろいろな取組が進んできていることが分かると思います。

例えば、地域生活定着支援センターとの連携の仕組みがある弁護士会は31会あります。また、社会福祉士等と連携ができる仕組みがある弁護士会は30会あります。全国52弁護士会のうち、約6割で何らかの取組ができつつあるというところまでできています。

他方、弁護士会ではありませんが、地域生活定着支援センターも入口支援が必要だということで、2021年4月に、被疑者等支援業務というのが、地域生活定着支援センターの本来業務として位置付けられるようになりました。それまで地域生活定着支援センターは、刑務所から出た後の人の支援を中心に行っていましたが、刑務所に行く前の段階で支援に入

ることが、主たるメニューの中に取り入れられたということです。

そうしますと、刑事弁護をやる弁護士と地域生活定着支援センターが、裁判になる前に、あるいは裁判をしている間に連携して、刑務所に行く前の段階で社会復帰のプランを作成していくことができるだろうということで、今大きく体制作りがされています。

ただし、今後の課題もあります。一つは、約6割の弁護士会で取組ができつつあると申し上げましたが、残り4割の弁護士会はまだまだですから、全国できちんと最低限度の弁護水準を確保することが、これからの重要な課題です。

それから、法曹関係者の認識は随分進んできたものの、まだ、この人はもしかしたら障がいがあるのではないか、そうであれば、福祉的な支援を取り入れた弁護活動が必要ではないかという認識を、検察官や裁判官も、何より弁護士自身がきちんと持つことが必要だと考えます。

そして三つ目に、ここが日弁連の取組に関する部分ですが、例えば社会福祉士に協力いただいて更生支援計画を作ったり、あるいは、障がいがあるかどうかの判断をしたりするために医師に診断していただくこととすると、どうしても費用がかかります。

今、この費用はどこからも出ないので、場合によっては、弁護人が自分のお金で賄うようなことになっています。弁護士会によっては費用を出す会もあり、極めてまれながら自治体が出すケースもありますが、全体としては費用の裏付けはありません。

そこで、まず日弁連が費用を出し、全国の弁護士が費用の心配をせずに福祉的な弁護活動ができる体制を作るために、準備を始めています。

最終的には国費化すべきだと考えていますが、全国でもまだ一部しか取組ができていない状況ですので、まずは日弁連が費用を出す体制を作っていこうと考えています。当面、この先1年程度の制度を作り上げるのが我々のプランです。

(宮田副委員長)

地域生活定着支援センターの被疑者等支援に関しては、保護観察所を通して地域生活定着支援センターにつなげる方法で施行が行われたばかりで、まだ件数的には少ない状態です。被疑者等支援業務というスキームだけではなく、相談支援業務で、罪を犯した人で障がいのある人に対しては、相談の支援を行ってもよいという事業の立て付けになっています。そこで、相談支援業務のスキームを使って積極的に弁護士会との協力関係を作っている地域生活定着支援センターもあります。

しかしながら、地域生活定着支援センターの活動に関しては、各都道府県ごとにかなりばらつきがあることを付け加えます。

(辻川委員)

辻川です。この罪に問われた障がい者等の刑事弁護に関しては、刑事弁護という側面と、障がいのある人の支援という側面があり、両方の視点が必要であると思います。

日弁連においても、刑事弁護センターと高齢者・障害者権利支援センターの両方から委員を出し、連絡会議を作っています。国とも、法務省や厚生労働省と協議をして、連携を図っ

ています。今まではともすれば縦割りになって途切れてしまっていた支援について、一貫して切れ目のない支援ができるような仕組みが必要になってくると思っており、日弁連もそういった支援に取り組んでいるところです。

(北川議長)

ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明に対しまして、委員の皆さんからご質問をいただきたいと思います。それでは、井田委員、お願いします。

(井田委員)

ご説明ありがとうございました。刑事事件の取材をしていますと、いわゆる供述弱者と呼ばれますが、圧迫的もしくは誘導的な取調べに応じてしまったり、捜査官に迎合していい人と思われたいという感情が生まれどんどん事実と違う供述をしてしまったりして、不幸なケースだとえん罪に巻き込まれてしまうことも見受けられます。良い弁護人に当たれば、そういう人だと発見してきちんと立証をしていただけるのですが、昔の事件をさかのぼっていくと、なかなかその気づきが弁護士になかったのではないかと思われる事件もあります。土井副会長のご説明を聞いていて、弁護士がその人の話を聞いて、もしかしたら障がいがあるかもしれないと、ある意味では、障がいの第一の発見者になる可能性があるのだと思ひ、非常に責任の重い仕事であると改めて感じました。

障がいを持つけれどそれまで福祉に繋がっていなかった方というのは、普通に働いて社会生活を営んでおられる方もいて、そういう方が刑事事件に巻き込まれたときに弁護人がどうアプローチするかという点では、専門的なアンテナを張っていないと駄目なのかなと思ひました。当番弁護士で行ったらそういう方だったということもあると思うのですが、弁護士会でそういった研修があるのか、あればどういった研修をされているのかというのが一つ目の質問です。

二つ目の質問ですが、何かあるなと思ひたときに、情報収集をするに当たって、ご家族とお話しするのはまだ大変ではないかもしれませんが、自治体や病院、障がい者施設などとお話しするときに、個人情報の方が壁になることはあるのでしょうか。

(土井副会長)

ありがとうございます。弁護人として接見をするときのアンテナの張り方について、日弁連では、こういうところに気を付けてみませんかというポイント集のようなものを作成し、弁護士に示しています。

弁護士だけではなく、検察官も最近はそういう部分にかなり目配りをするようになってきています。

(畑中事務次長)

事務次長の畑中です。研修について補足します。

先ほど辻川弁護士が少し話されましたが、日弁連では刑事弁護センターと高齢者・障害者権利支援センターから委員を出し、連絡会議を作っています。その、「罪に問われた障がいの者の刑事弁護に関する連絡会議」は2013年から活動しており、全国に活動を広めるため、

キャラバンと称し、各弁護士会に体制整備を促す研修や意見交換会を重ねています。2021年12月時点で31弁護士会を回ってキャラバンを行っており、現在も引き続きいろいろなプログラムを考え、活動を広げていこうという動きを重ねています。

(土井副会長)

あと、個人情報の収集ができるのかという点ですが、基本的にはご本人の同意があれば個人情報は取得できますので、ご本人の同意書をもとに、いろいろな機関に働きかけ、情報を得て、その後の支援につなぐことは可能であろうと思います。ただ、どうしても入口支援は逮捕・勾留されてから裁判が終わるまでの短期間の勝負なので、その間に必要な情報が集められるかという、なかなか時間的な制約もあり難しいかもしれません。

(北川議長)

よろしいですか。井田委員。

(井田委員)

ありがとうございます。そういったポイント集というのは、弁護士の皆さんの知見の積み重ねだと思いましたが、共有すべき大事な情報があるのだなと受け止めました。

(北川議長)

どうぞ。

(荒会長)

この分野については、法曹三者が十分に意思の疎通を図り、協力体制を組んでいかなければならないという意識を持っています。刑事弁護では、法テラスに国選で弁護人をお願いするという仕組みがありますが、その依頼状の中に、この方は障がいがあるかもしれませんというふうに付記されるような体制が整備されているところが全国的に増えてきているということが、今回のアンケート調査の結果で分かってきました。

弁護士だけが気付くのではなく、警察官も検察官も、皆気付いたらその情報を共有して、支援につなげていく観点では一緒に活動をしなればいけないという認識が広がってきていると思います。

(北川議長)

皆さん、ご質問ございますか。

では、船渡委員、ご提出いただいた資料の説明も含めて、ご発言をお願いします。

(船渡委員)

提出した資料をご覧くださいませでしょうか。

私に取り上げたい問題は、精神障がい者についてです。精神障がい者は、まず精神科に入院するかどうかが問題になります。精神科の入院の形態は、措置入院・医療保護入院・任意入院の3種類があります。

措置入院というのは、精神保健指定医2人が診察し、自傷・他害の恐れがあると判断された場合で、本人の同意は不要です。精神科入院の0.6%がこの措置入院に当たり、令和2年には1年間に1494件ありました。

医療保護入院というのは、家族・後見人・保佐人のいずれかが精神保健指定医と相談し、自傷・他害の恐れはないのですが、患者の保護を目的として入院が必要であるという場合です。医療保護入院はかなり多く、48.3%がこれに当たり、13万232件でした。

そして任意入院というのは、本人の同意を得て入院することです。

強制入院と言われるのは、本人の意思を問わない措置入院と医療保護入院を指しており、これが1年間に13万1756人いるということになります。

資料に問題点を3点挙げていますが、まず、このように、日本における精神科入院の約半数が強制入院であることは、非常に問題だと思えます。その背景として、傷害や暴行を加える危険があると判断されたり、自殺のおそれがあるため予防として入院したほうがよいと判断されたり、治安の問題として社会に出ていくことがどうかという判断で入院になってしまうということが、非常に問題だと思えます。

最も大きな問題は、若い医師はそうでもないかもしれませんが、我々の世代は、精神保健指定医や精神科の医師、あるいは医学教育の中で、強制入院というものは当たり前であって、強制入院をしたら身体拘束するというような教育をされてきた背景があります。

障害者権利条約に関しては、何度もご覧になっているかもしれませんが、国連や外務省のウェブサイトには英文・和文あるいはパンフレットが掲載されているので紹介しています。

こういった問題は、繰り返し取り上げられており、その背景や、どうすれば問題を解決していくことができるのかということで、資料を出させていただきました。

(北川議長)

ありがとうございました。では、土井副会長。

(土井副会長)

船渡委員からご指摘をいただき、ありがとうございました。日弁連は毎年、人権擁護大会を開催しておりまして、2021年10月に岡山で人権擁護大会を開催した際に、「精神障害のある人の尊厳の確立を求める決議」というのを出しております。

日弁連も当然ながら、強制入院の制度には問題があるということで、何度も問題点の指摘をしてきたのですが、直近に出したこの決議では、強制入院制度は廃止すべきであるとはっきり述べており、廃止に向けたロードマップを作成して実行すべきと主張しています。

本日のテーマである障がいのある方の刑事弁護との関係では、障がいがあるゆえに事件につながることは実態としてはありますが、精神障がいがあるからといってその人たちの犯罪が多いかということ、そんなことは統計的にないということは、本日ご参加の皆さんはご承知のことかと思えます。

現在の日本の精神科病院の病床の数は、世界的に見ると大変多いです。きちんと計画的に病床の数を減らしていき、強制入院の制度を原則的に廃止することが必要だというのが、日弁連の現在の考え方です。

(北川議長)

ありがとうございました。船渡委員、よろしいですか。

(船渡委員)

ありがとうございます。関連するのですが、アルコール依存や薬物依存も、家族や地域を含めて大きな問題だと思いますので、これも加えていただければと思います。

(北川議長)

ありがとうございました。それでは、荒会長。

(荒会長)

私がライフワークとしてやってきた分野でもあるので、一言申し上げたいと思います。この再犯防止法は、都道府県や地方自治体に対し、地域に帰すための計画を作ることが義務付けられています。どんな人であっても、地域に帰す、地域で暮らすことが前提となっていることが大原則です。本来、罪に問われた障がい者だけではないはずですが、まずは罪に問われた障がい者の皆さんが、最後は地域に帰って暮らすということを前提に、我々は支援をしていくということです。それは、アルコール依存症の人でもあり、薬物依存症の人でもあり、いろいろな人が地域に帰っていくための受け皿をきちんと作っていかねばいけません。この取組は、地域を変える起爆剤にもなっていくのではないかとということで、活動を進めているとご理解いただきたいと思います。

(北川議長)

ありがとうございました。それでは、この項を終わらせていただきます。

議題③議長・副議長選任の件について

(北川議長)

続いて「議長・副議長の選任の件」ですが、市民会議規則第5条では、議長1名、副議長若干名を委員の互選により選出するというようになっており、任期は1年で再任を妨げないと規定されています。

ここで、来年4月1日から1年間の議長を選任したいと思いますが、自薦・他薦等ございますでしょうか。湯浅委員さん、どうぞ。

(湯浅委員)

他にご発言がなければ、引き続き、北川議長と村木副議長にお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

(北川議長)

皆さん、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

(北川議長)

それでは、村木副議長にはあらかじめご快諾を頂いているとのことですので、お引き受けさせていただきます。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

6. 次回日程

(北川議長)

次に、次回、第72回の市民会議の日程ですが、現在調整中とのこと。
追って事務局から皆様にご連絡を差し上げます。よろしくお願いたします。

7. 閉会

(北川議長)

その他、何かございますでしょうか。

(服部事務次長)

議長、最後に会長、市民会議の担当副会長、事務総長から一言ずつご挨拶をさせていただきます。よろしいでしょうか。

(北川議長)

どうぞ。

(服部事務次長)

では、渕上事務総長からお願いいたします。

(渕上事務総長)

2年間、大変お世話になりました。北川議長には、私が副会長として市民会議を担当していたときからお世話になっておりまして、都合3年という形で、様々な課題についてこちらから発表させていただきました。

本日の議題は、若手チャレンジ基金、若手会員支援策、罪に問われた障がい者と、いずれも荒会長が公約に盛り込んでいた重要な課題でした。それらをこのような形でご報告できましたことを大変うれしく思っております。

また、市民会議では、常に日弁連の広報の在り方についてご指摘を頂きました。ご指摘を頂いた都度、会長ともども、次の工夫をと頑張ってきたつもりですが、まだまだ足りないところがあるかと思しますので、引き続きご指導のほどお願いしたいと思っております。

(高橋副会長)

1年間担当させていただきました高橋です。年4回を多いと見るか、少ないと見るか。日弁連市民会議規則では、広く市民の意見を日弁連の会務に反映させる目的で開催しておりますが、今、渕上事務総長からお話がありましたように、今日も私が思ったのは、広報が今一つ後手になっているなということを、改めて率直に反省しておりました。本日の会議には広報室室長も別室で参加していますし、そういったご意見をまた反映させていただきたいと思っております。

また、土井副会長から、2021年10月の人権擁護大会で、精神障がい者の尊厳の問題を取り上げたことが紹介されましたが、これは15年かけてロードマップを作り、今後15年で強制入院制度は原則的に廃止していこうということで、取り掛かったところです。

本日はありがとうございました。1年間お世話になりました。

(荒会長)

私の日弁連の役員デビューは、2008年度に常務理事、2009年度に副会長、震災直後の2012年度・2013年度に事務総長、2020年度・2021年度に会長と、14年にわたって日弁連に関わりを持って今日に至っており、これほどいろいろやらせていただいた会員はいないのではないかと思います。ようやくゴールが近付いてきたので、これからは仙台を拠点とし、災害問題、高齢者・障がい者支援、消費者問題などの私のライフワークを、現場からいろいろと発信していきたいと思えます。

市民会議委員の皆様とは、ご縁を大事にしながら、更にいろいろとご教示いただきたいと思っています。日弁連のために、引き続きご意見を頂ければと思います。

2年間、どうもありがとうございました。

6. 閉会

(北川議長)

それでは、本日予定しておりました審議は終了させていただきます。

皆様、本日はお忙しい中、どうもありがとうございました。

(荒会長)

どうもありがとうございました。(了)